

# 令和7年度 第3回 野田市都市計画審議会 次第

日時 令和7年11月19日（水）

午前10時30分から

場所 市役所高層棟8階 大会議室

## 1 開 会

## 2 議 事

議案第1号 野田都市計画船形上原四地区地区計画の決定について（付議）

議案第2号 野田都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

報告第1号 野田市立地適正化計画（案）について（報告）

## 3 そ の 他

## 4 閉 会

議案第1号

野田都市計画船形上原四地区地区計画の決定について（付議）


## 船形上原四地区の決定理由書

本計画の区域は一般国道16号沿いに位置し、野田市都市計画マスタープランにおいて、都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地利用を図る幹線道路沿道開発誘導ゾーンに位置付けられている。

計画地内の状況は、運輸業の倉庫、駐車場及び中古車販売店舗が散在している一方、閉鎖店舗及び空き地などが存しております、土地を有効活用されているとは言えない状況である。

本計画では、一般国道16号の交通利便性を生かし、流通地区による地区計画を導入し、産業振興や地域雇用の促進により、一般国道16号の沿道にふさわしい土地利用を図るため、地区計画を決定するものである。

# 總括



## 野田都市計画地区計画の決定（野田市決定）

都市計画船形上原四地区地区計画を次のように決定する。

名 称	船形上原四地区地区計画
位 置	野田市船形字上原壱、字上原参、字上原四及び字後久保の各一部の区域
面 積	約 10. 1 ha
地区計画の目標	<p>本地区は、東武野田線川間駅の北東約 2 km に位置し、地区西側は広域幹線道路である一般国道 16 号に接している。</p> <p>野田市の魅力的な沿道地区を形成し、良好な操業環境の創出と保全及び一般国道 16 号の利便性を生かした土地利用を図るため、地区計画を導入し、周辺環境との調和に配慮した良好な幹線道路沿道開発誘導ゾーンを形成し、広域幹線道路にふさわしい土地利用を図ることを目標とする。</p>
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>本地区は、一般国道 16 号及び市道船形吉春線という広域幹線道路の沿道に位置するという交通利便性を生かした流通業務施設等を誘導し、周辺の環境と調和した良好な土地利用を図る。</p> <p>〔流通地区〕</p> <p>一般国道 16 号に面する地区であり、沿道地区の操業環境に配慮しつつ、流通系施設等を誘導し、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図る。</p> <p>〔沿道地区〕</p> <p>一般国道 16 号に面する地区であり、流通地区の操業環境に配慮しつつ、沿道サービス施設等を誘導し、幹線道路沿道にふさわしい土地利用を図る。</p>
地区施設の整備の方針	本地区における地区施設は、区画道路、緩衝緑地の整備を図り、これらの機能が損なわれないよう維持、保全に努める。
建築物等の整備の方針	本地区の目標及び土地利用の方針に基づき、地区の特性に応じた形態を備えた建築物等の誘導を図るため、建築物等の用途の制限、容積率の最高限度、建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態・意匠の制限、かき又はさくの構造の制限について定める。

地区整備計画	地区施設の配置及び規模		区画道路 1 号線 拡幅部 2.5m (幅員 9.5m) 区画道路 2 号線 拡幅部 2.5m (幅員 9.5m) 区画道路 3 号線 拡幅部 3.0m (幅員 6.0m) 区画道路 4 号線 106m <sup>2</sup> 公共空地 (緩衝緑地) 幅員 5.0m以上	延長約 680m 延長約 170m 延長約 54m 面積約 4,400m <sup>2</sup>
	地区の区分	地区的名称	流通地区	沿道地区
		地区の面積	約 9.3 ha	約 0.8 ha
	建築物等の用途の制限		本地区においては、次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 倉庫 2. 工場 (建築基準法別表第 2 (る) 項第 1 号及び第 2 号に掲げるものは除く。) 3. 市長が公益上必要と認めたもの 4. 前各号に掲げる建築物に附属するもの	本地区においては、次に掲げる建築物以外は建築してはならない。 1. 店舗 (専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)、飲食店でその用途に供する部分の床面積の合計が 500 m <sup>2</sup> 以下のもの 2. 倉庫 3. 市長が公益上必要と認めたもの 4. 前各号に掲げる建築物に附属するもの
	建築物等に最高限度		200%	
	建蔽率の最高限度		60%	
	建築物の敷地面積の最低限度		20,000 m <sup>2</sup>	1,000 m <sup>2</sup>
			ただし、現に建築物の敷地として使用されている土地で当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の敷地として使用するものを除く。 また、市長が公益上必要と認めた建築物の敷地の用に供するものを除く。	
	壁面の位置の制限		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線又は敷地境界線までの距離は次のとおりとする。ただし、市長が公益上必要と認めたものは除く。 1. 1 号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は 5 m 以上 2. 2 号壁面線の表示のある箇所においては、道路境界線までの距離は 3 m 以上 3. 3 号壁面線の表示のある箇所においては、敷地境界線までの距離は 5 m 以上	
	建築物等の高さの最高限度		31 m	

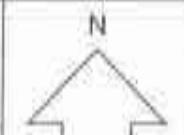
建築物等の形態・意匠の制限	1. 建築物の屋根、外壁等の色彩は、原則として原色を避けた落ち着いた色彩を基調とし、周囲の環境に調和したものとする。 2. 敷地内に設置する屋外広告物は、形状・色彩・意匠その他の表示の方法が美観風致を害さないものとする。
かき又はさくの構造の制限	道路境界側にかき又はさくを設置する場合の構造は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。ただし、幅が5m、高さが2m以下の門柱、門の袖等の設置を除く。 1. 生け垣 2. 設置箇所の宅地地盤面からの高さが2m以下の透視可能なフェンス又は鉄柵で、基礎を構築する場合は、基礎の高さが設置箇所の宅地地盤面から0.6m以下のもの 3. 生け垣と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが設置箇所の宅地地盤面から0.6m以下のもの
土地の利用に関する事項	本地区の建築敷地内に整備される緑地については、緑地部分を緑地以外の目的の利用と併用してはならない。ただし、市長が建築物の管理・保安上やむを得ないと認めて許可したものを除く。 緑化率は5%以上とする。千葉県自然環境保全条例第25条に該当する場合は自然環境保護協定を、同条例第26条に該当する場合は緑化協定を締結すること。

「区域、地区整備計画区域、地区の区分、地区施設の配置及び壁面の位置の制限は計画図の表示のとおり」

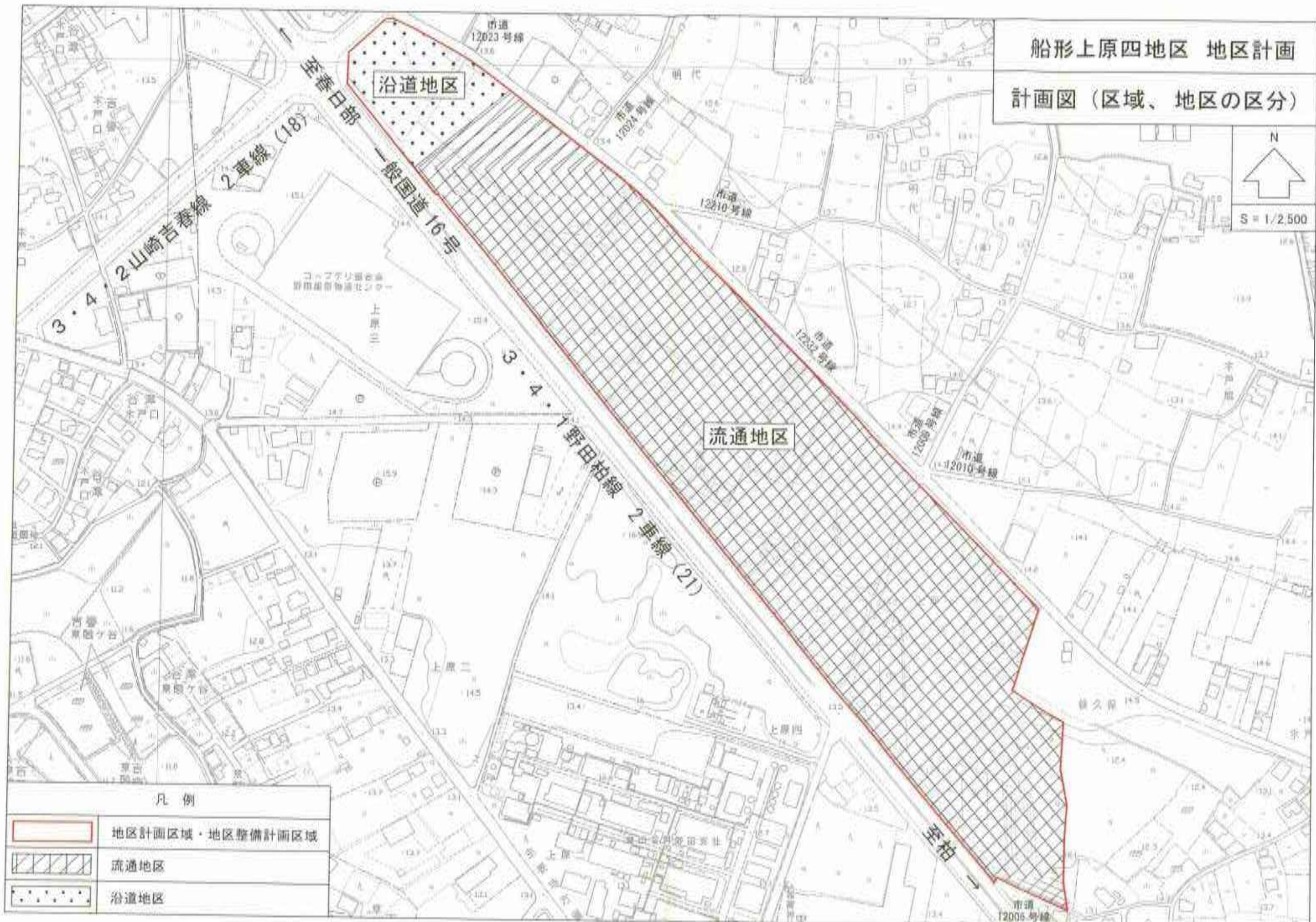
[理由] 船形上原四地区において、交通利便性を生かした良好な土地利用を図るため、地区計画を定める。

船形上原四地区 地区計画

計画図（区域、地区の区分）

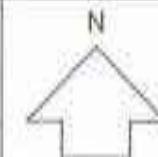


S = 1/2,500

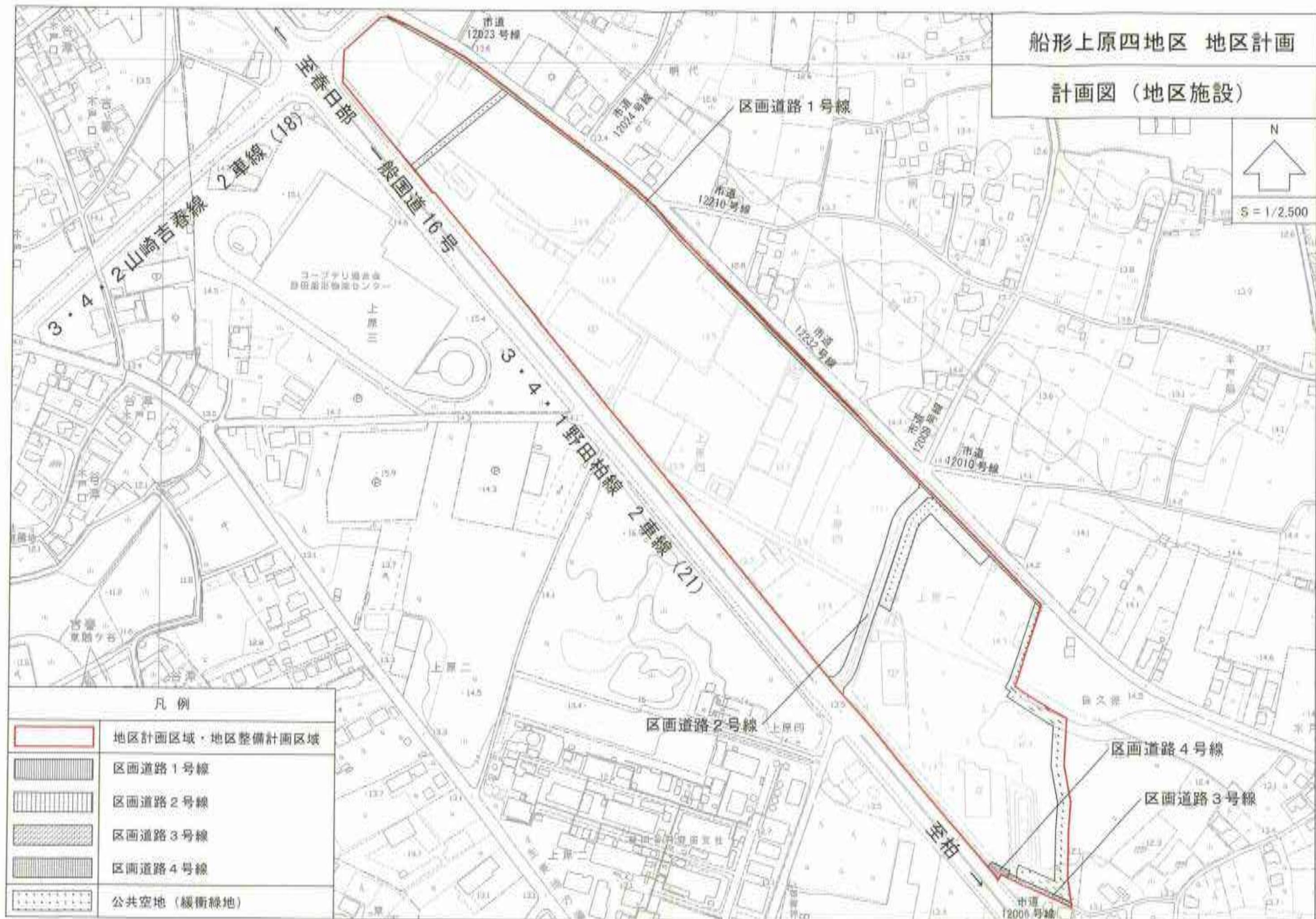


船形上原四地区 地区計画

計画図（地区施設）

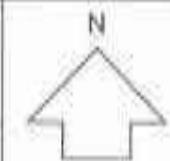


S = 1/2,500

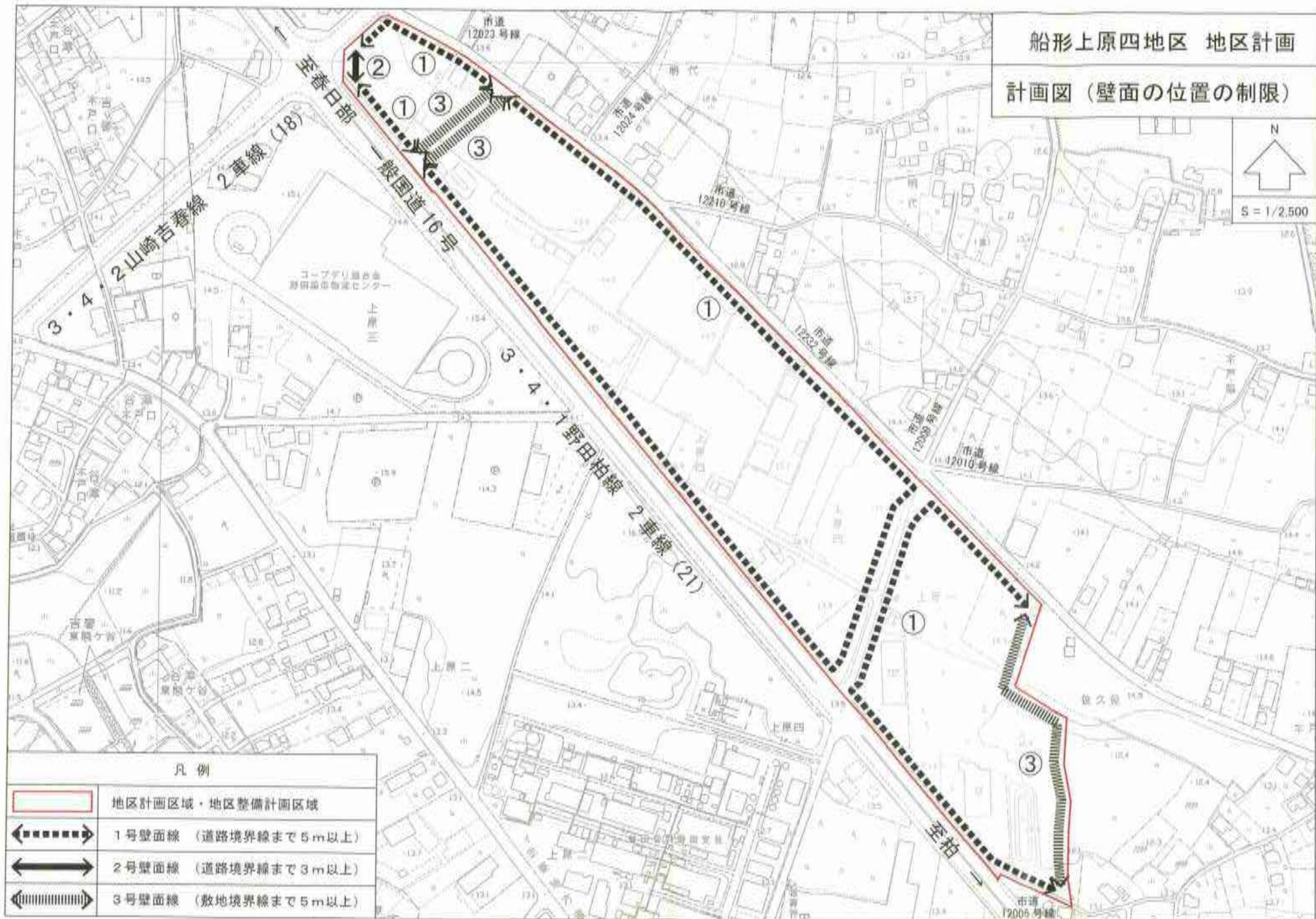


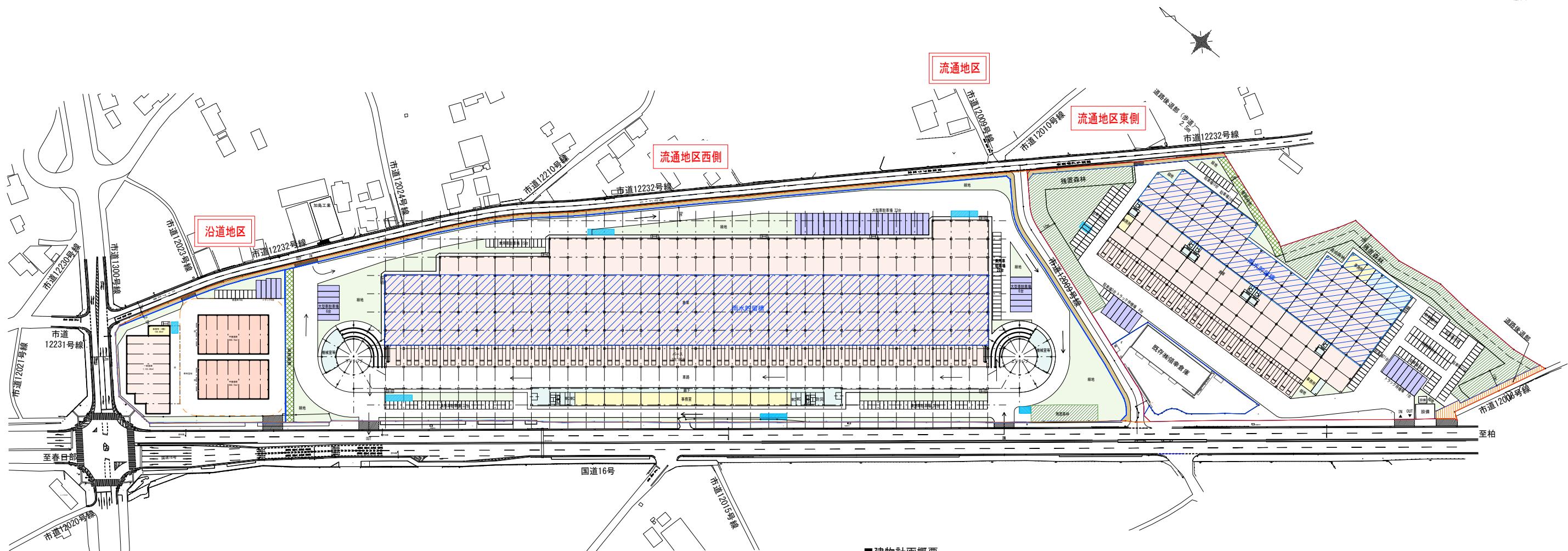
船形上原四地区 地区計画

計画図（壁面の位置の制限）



5 = 1/2,500





## ■ 地区計画区域 面積概要

地区計画区域面積	色別	地 積	比 率
西地区開発 面積	■	101,053.44 m <sup>2</sup>	100.00%
東地区開発 面積	■	70,545.36 m <sup>2</sup>	69.81%
	■	30,508.08 m <sup>2</sup>	30.19%

## ■西地区開発 面積概要

色別	地 積	比 率
西地区開発 面積	70,545.36 m <sup>2</sup>	100.00%
流通地区西側 面積	60,124.81m <sup>2</sup>	85.23%
沿道地区 面積	7,469.71m <sup>2</sup>	10.59%
道路負担面積	2,950.84 m <sup>2</sup>	4.18%

## ■東地区開発 面積概要

色別	地 積	比 率
東地区開発 面積	30,508.08 m <sup>2</sup>	100.00%
流通地区東側 面積	27,506.28 m <sup>2</sup>	90.16%
(株) 領幸 面積	2,497.32 m <sup>2</sup>	8.19%
道路負担面積	504.48 m <sup>2</sup>	1.65%

#### ■ 流通地区西侧 土地利用概要

色別	区分	面 積	比 率	備 考
	予定建築物	35, 594. 50 m <sup>2</sup>	59. 20 %	
	トラック待機場	1, 592. 50 m <sup>2</sup>	2. 65 %	35台
	普通駐車場	1, 212. 00 m <sup>2</sup>	2. 02 %	353台(屋上252台含む)
	場内緑化+緩衝緑地	6, 685. 71 m <sup>2</sup>	11. 11 %	
	残置森林	403. 10 m <sup>2</sup>	0. 67 %	必要面積 390m <sup>2</sup> 以上
	場内通路	14, 637. 00 m <sup>2</sup>	24. 35 %	
	事業区域	60, 124. 81 m <sup>2</sup>	100. 00 %	
	雨水流出抑制施設	9, 300 m <sup>2</sup>		必要容量 9, 220m <sup>3</sup>
	防火水槽	100t 4基 40t 1基		

### ■ 沿道地区 土地利用概

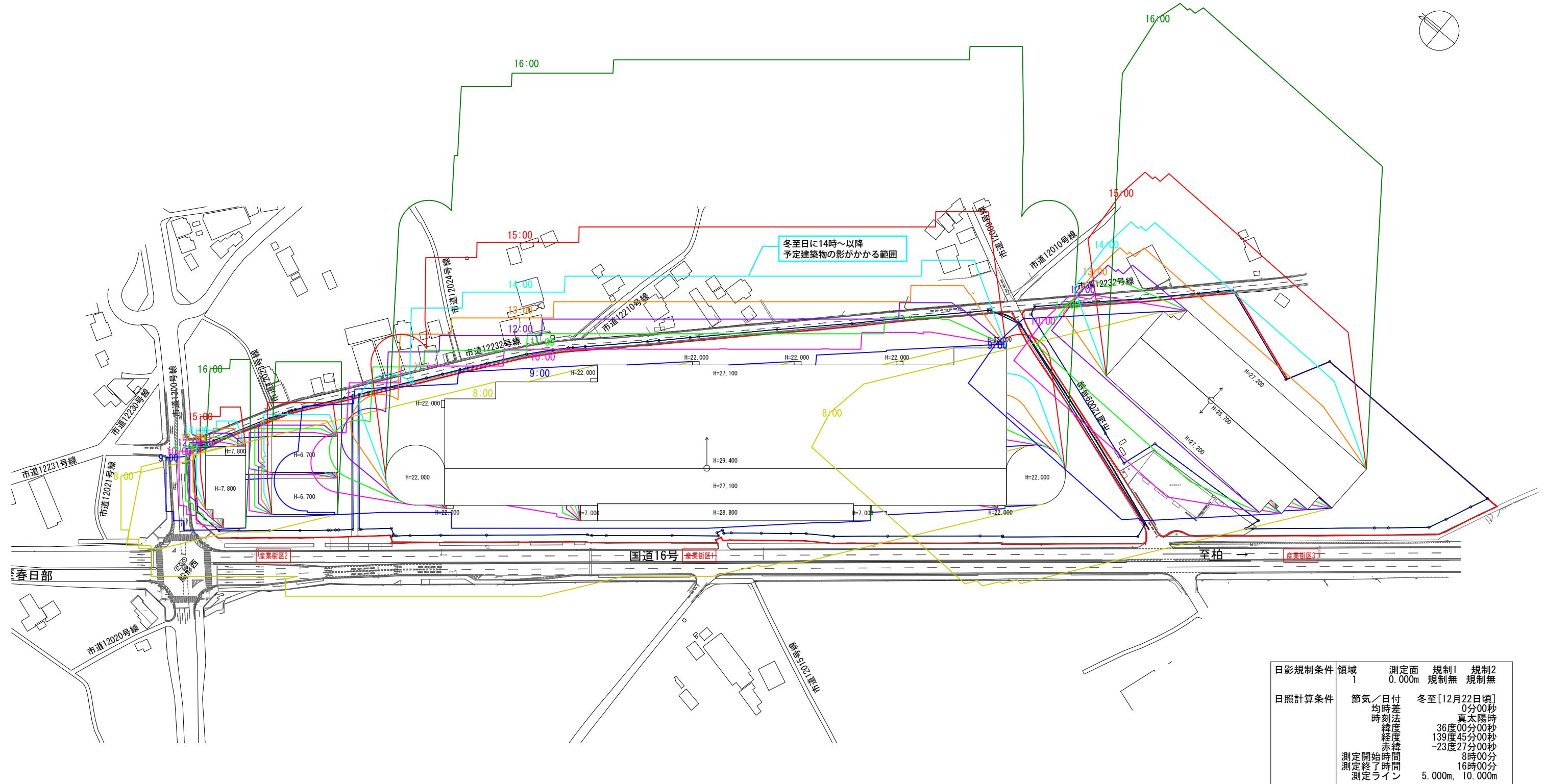
色別	区分	面積	比率	備考
	予定建築物	3,276.50 m <sup>2</sup>	43.84%	
	トラック待機場	174.00 m <sup>2</sup>	2.33%	5台
	普通駐車場	125.00 m <sup>2</sup>	1.67%	10台
	場内緑化	641.31 m <sup>2</sup>	8.63%	
	場内通路	3,252.90 m <sup>2</sup>	43.53%	
■	事業区域	7,469.71 m <sup>2</sup>	100.00%	
▨	雨水流出抑制施設	1,200 m <sup>3</sup>		必要容量 1,114 m <sup>3</sup>
▨	防火水槽	40t 1基		

## ■ 建物計画概要

用途	流通地区	沿道地区	計
敷地面積 (m <sup>2</sup> )	87,631.09	7,469.71	95,100.80
容積率 (m <sup>2</sup> )	西側 : 118,232.10 東側 : 39,173.00	3,432.50	160,837.60
建蔽率 (%)	西側 : 59.20 東側 : 36.55	43.84	
容積率 (%)	西側 : 196.66 東側 : 142.41	45.93	
延床面積 (m <sup>2</sup> )	西側 : 145,225.70 東側 : 4,053.00	3,432.50	152,711.20
階数	4階	2階	
高さ	31m	7m	
トラック待機場	49台	5台	54台
普通駐車場	463台	10台	473台
予定期	令和10年5月末日を予定 (現時点)		

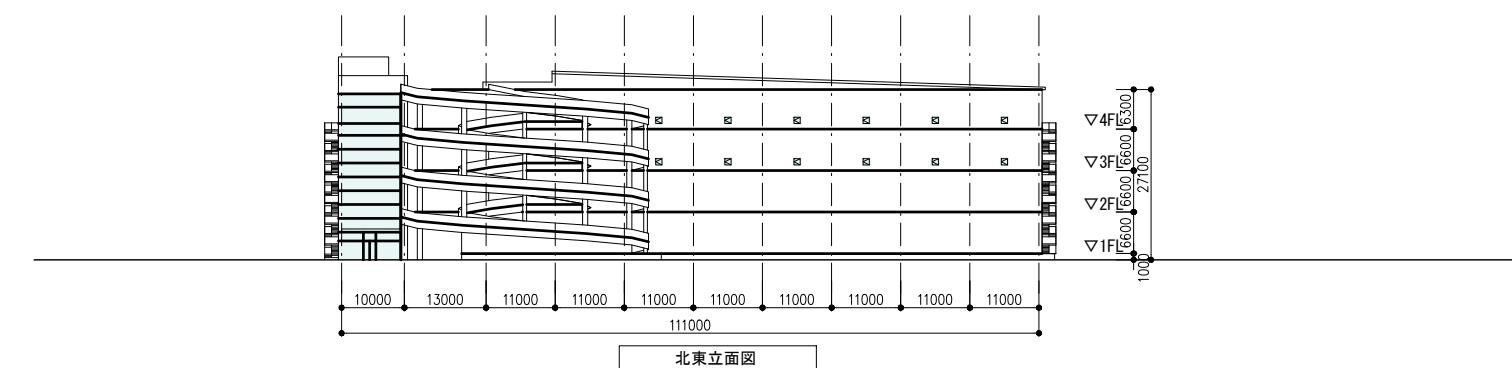
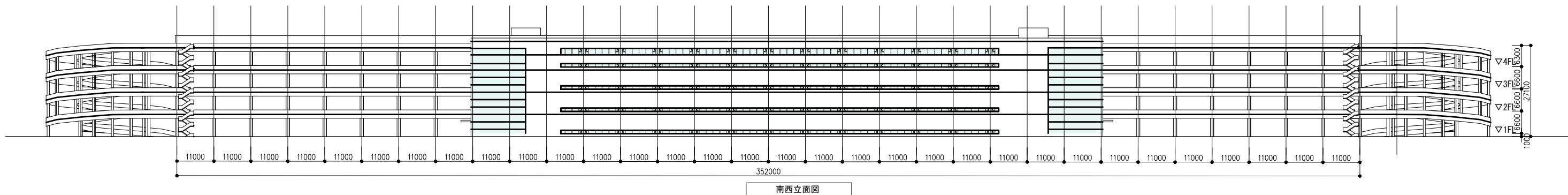
## ■流通地区東側 土地利用概要

別色	区分	面積	比率	備考
	予定建築物	10,053.00 m <sup>2</sup>	36.55%	
■	トヨタ待機場	637.00 m <sup>2</sup>	2.32%	14台
	普通駐車場	1,320.00 m <sup>2</sup>	4.80%	110台
△	場内緑化+緩衝緑地	3,489.41 m <sup>2</sup>	13.99%	
△	残置+造成森林	4,413.91 m <sup>2</sup>	16.05%	必要面積4300m <sup>2</sup> 以上
	場内通路	7,232.96 m <sup>2</sup>	26.30%	
—	事業区域	27,506.28 m <sup>2</sup>	100.00%	
▨	雨水流出抑制施設	4,500 m <sup>3</sup>		必要容量 4,470m <sup>3</sup>
▨	防火水槽	40t 2基		

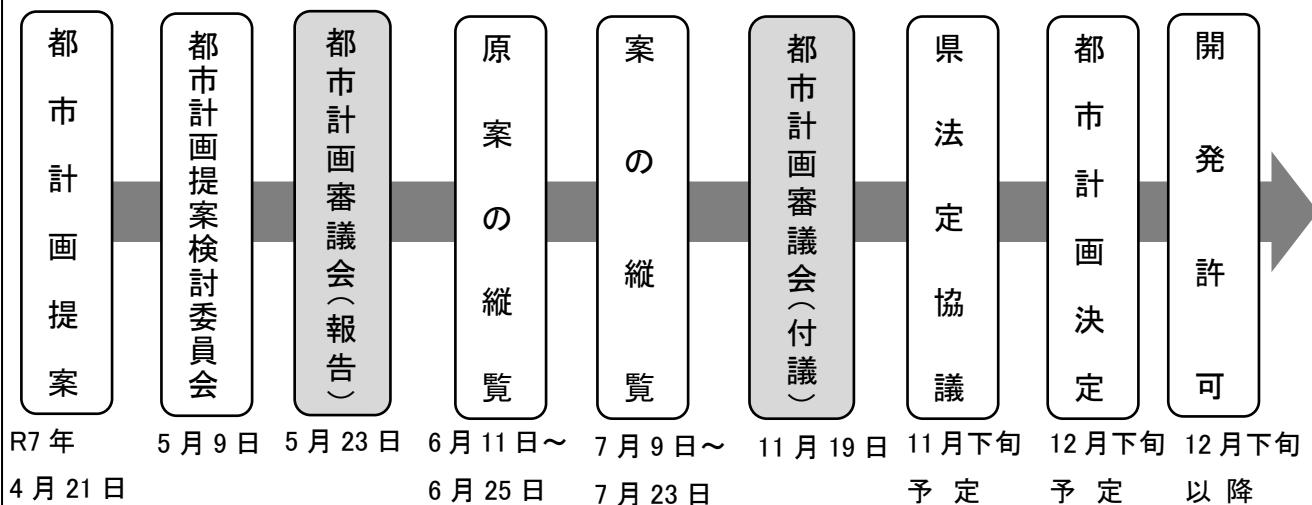


※市販の地図を使用しているため、周辺建物の位置等は現況と異なる可能性がございます。

※今後の行政協議等により、建物プランは変更になる可能性がございます。



## 都市計画決定スケジュール



### 野田市都市計画マスタープラン 拠点

#### 第3章 部門別方針

##### 3-1 都市と自然が調和したまちづくり～土地利用の方針～

###### (3) その他

###### 都市の活性化を担う市街化調整区域の都市的土地区画整理事業

市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域ですが、幹線道路沿道などで一定規模以上の土地における流通業務、観光、レクリエーション等を主体とする非住居系の開発地、または、既存の工業地周辺の一定規模以上の土地における製造業等の工業系の土地利用で、地域の振興又は発展に寄与し、必要な公共公益施設を整備しつつ、周辺の自然環境、景観と調和する良好な開発を誘導する場合などにおいては地区計画を定め、市街化調整区域の適正な土地利用の形成を図ります。

###### 【幹線道路沿道開発誘導ゾーン】

広域交通の特性をいかし、流通業務施設や沿道施設、観光振興施設等の立地を誘導することで、広域幹線道路の沿道に相応しい土地利用を図ります。

議案第 2 号

野田都市計画生産緑地地区の変更について（付議）

# 総括図

## 変更する生産緑地地区の位置

191号木間ヶ瀬  
第2生産緑地地区

2号中里第2生産緑地地区

凡 湖	
都市計画の種類	
都市計画区域	
市街化調整区域	
市街化調整区域の定めのないところ	
再適地の定めのあるところ	
都市計画道路	
番 号 名 称 総 長 度 (m) 幅 度 (m) 便 利 性	
3-4-1 横 沢 通 約 14,720m 24m 31m	
3-4-2 山 陰 通 約 20,820m 24m 31m	
3-4-3 中 田 中 通 約 1,040m 24m 18m	
3-4-4 鶴 井 解 公 通 約 2,020m 24m 18m	
3-4-5 連 立 公 通 約 1,320m 24m 18m	
3-4-6 沢 井 公 通 約 1,320m 24m 18m	
3-4-7 鶴 井 公 通 約 800m 24m 16m	
3-4-8 木 田 公 通 約 2,000m	
3-4-9 鶴 井 公 通 約 3,500m 24m 16m	
3-4-10 鶴 井 公 通 約 900m 24m 16m	
3-4-11 沢 井 公 通 約 3,500m 24m 16m	
3-4-12 沢 井 公 通 約 3,370m 24m 16m	
3-4-13 沢 井 公 通 約 4,800m 24m 16m	
3-4-14 木 田 公 通 約 1,120m 24m 16m	
3-4-15 木 田 公 通 約 1,200m 24m 16m	
3-4-16 木 田 公 通 約 2,000m	
3-4-17 木 田 公 通 約 7,150m 24m 16m	
3-4-18 木 田 公 通 約 3,650m 24m 16m	
3-4-19 木 田 公 通 約 1,950m 24m 16m	
3-4-20 木 田 公 通 約 1,950m 24m 16m	
3-4-21 木 田 公 通 約 750m 24m 12m	
3-4-22 木 田 公 通 約 3,650m 24m 16m	
3-4-23 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-24 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-25 木 田 公 通 約 4,150m 24m 16m	
3-4-26 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-27 木 田 公 通 約 4,000m 24m 16m	
3-4-28 木 田 公 通 約 900m 24m 16m	
3-4-29 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-30 木 田 公 通 約 4,000m 24m 16m	
3-4-31 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-32 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-33 木 田 公 通 約 1,900m 24m 16m	
3-4-34 木 田 公 通 約 3,100m 24m 16m	
3-4-35 木 田 公 通 約 3,500m	
3-4-36 木 田 公 通 約 2,900m 24m 16m	
3-4-37 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-38 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-39 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-40 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-41 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-42 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-43 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-44 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-45 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-46 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-47 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-48 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-49 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-50 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-51 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-52 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-53 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-54 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-55 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-56 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-57 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-58 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-59 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-60 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-61 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-62 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-63 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-64 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-65 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-66 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-67 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-68 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-69 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-70 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-71 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-72 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-73 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-74 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-75 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-76 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-77 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-78 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-79 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-80 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-81 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-82 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-83 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-84 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-85 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-86 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-87 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-88 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-89 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-90 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-91 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-92 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-93 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-94 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-95 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-96 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-97 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-98 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-99 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-100 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-101 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-102 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-103 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-104 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-105 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-106 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-107 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-108 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-109 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-110 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-111 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-112 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-113 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-114 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-115 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-116 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-117 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-118 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-119 木 田 公 通 約 1,270m 24m 16m	
3-4-	

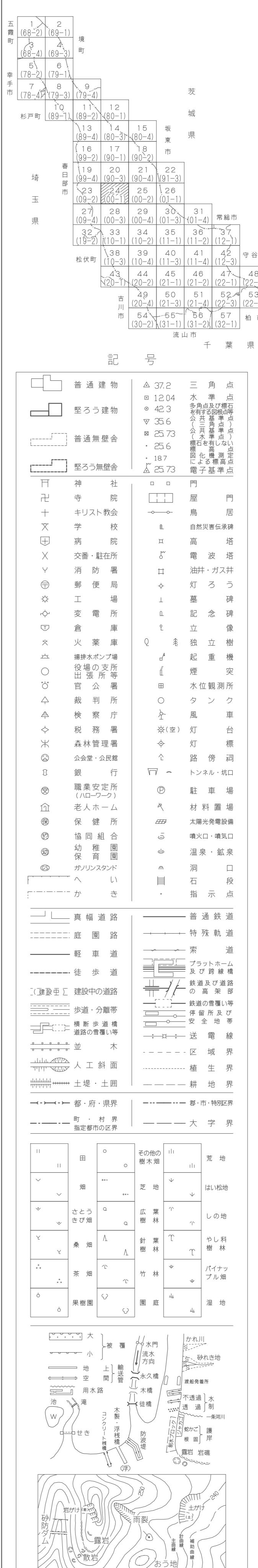
# 詩十画

1 : 2,500

I X-KE 00-1



24 ( | X-KE 00-1)



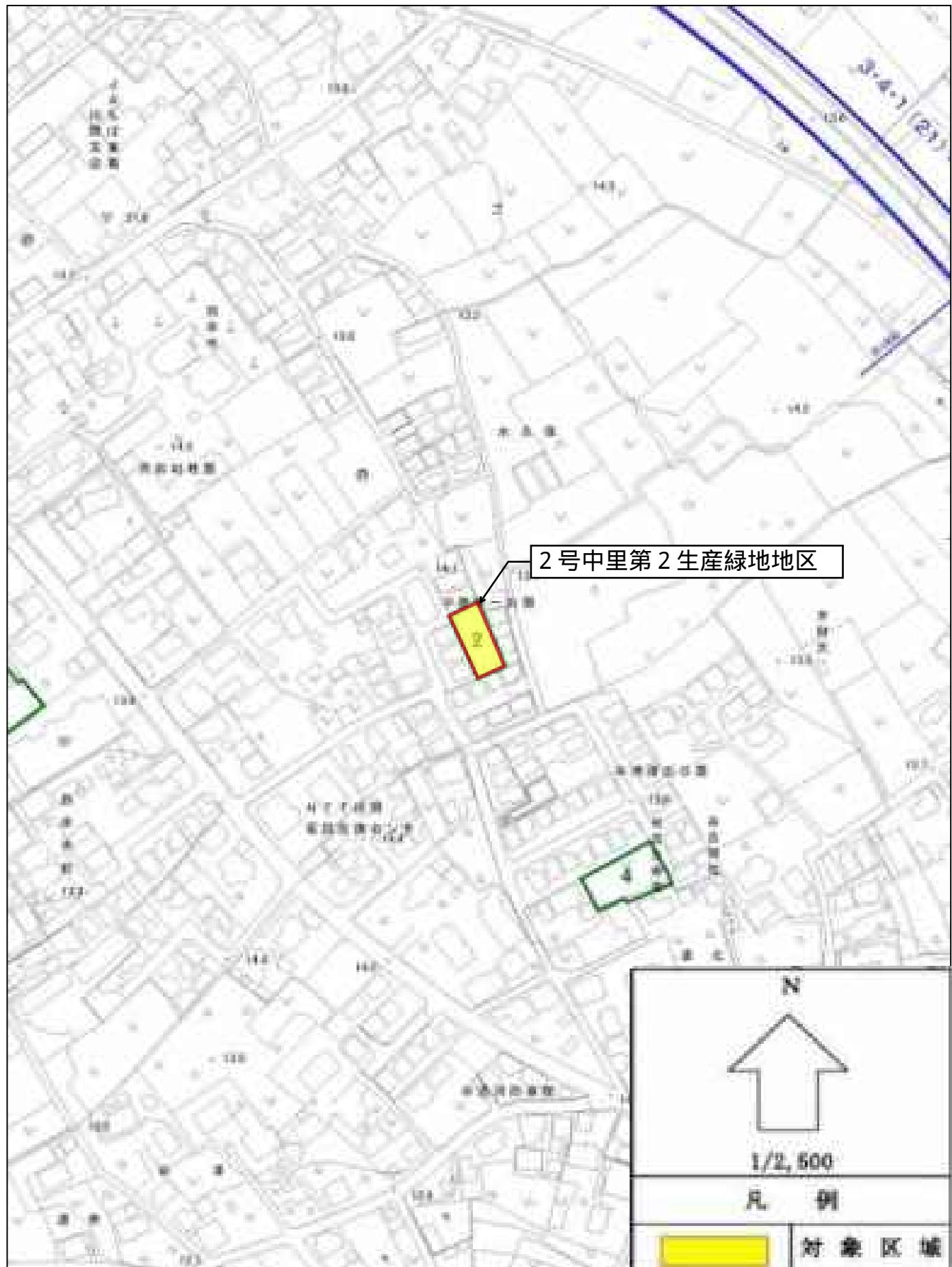
寺高縁の間隔は2メートル

24 / 57

凡 例	
<span style="border: 2px solid red; display: inline-block; width: 150px; height: 40px;"></span>	既決定区域
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 150px; height: 40px;"></span>	廢止区域

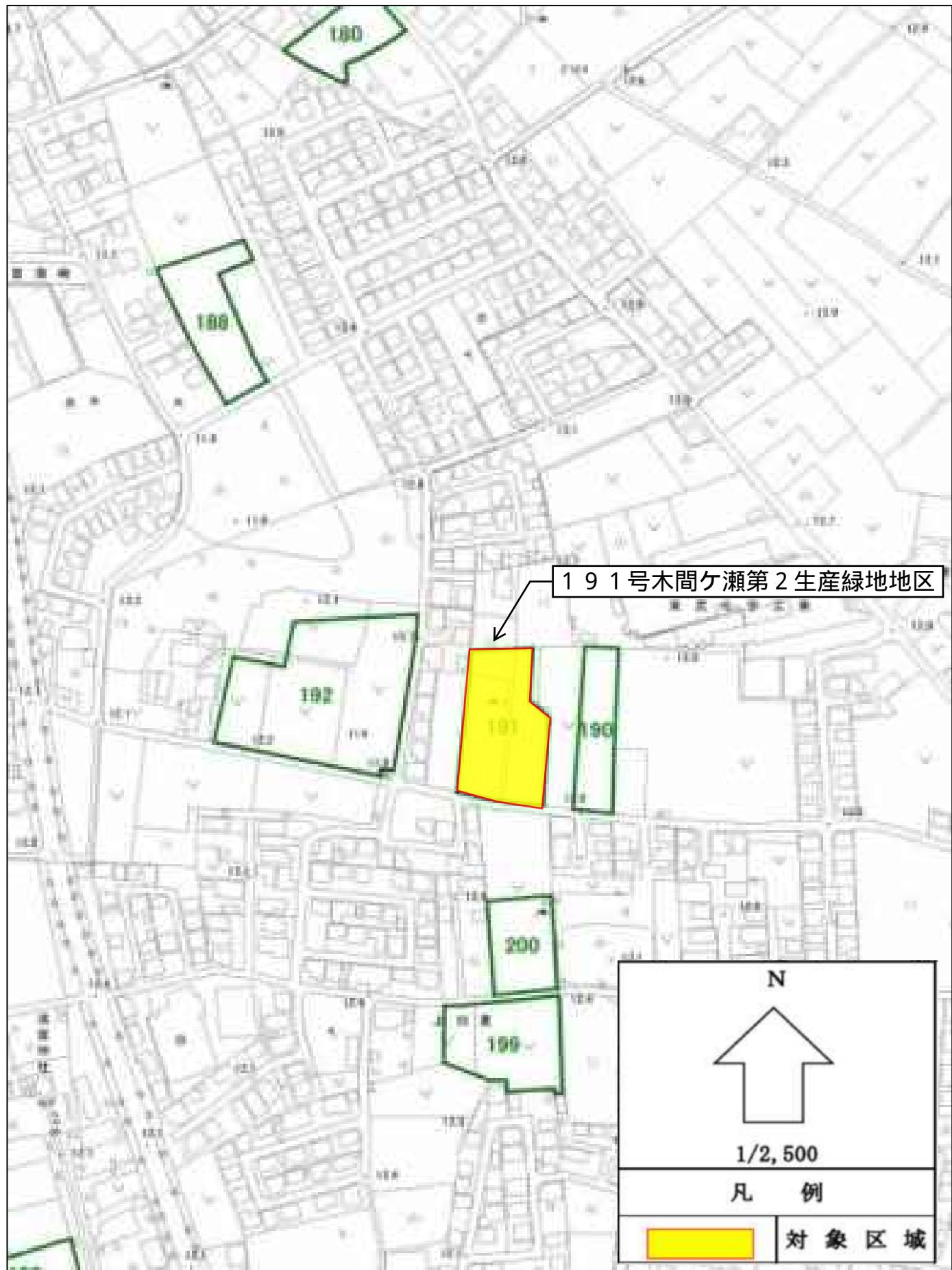
2

# 案 内 図





# 案 内 図



## 野田都市計画生産緑地地区の変更（野田市決定）

野田都市計画生産緑地地区中2号中里第2生産緑地地区ほか1地区を次のように変更する。

名 称		面 積	備 考	
番 号	生 産 緑 地 名			
2	中里第2生産緑地地区	—	廃止	△約 0.05ha
191	木間ヶ瀬第2生産緑地地区	—	廃止	△約 0.27ha
計		—	廃止 △約 0.32ha	

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由：生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限の解除により、生産緑地としての機能が失われたため、当該地区について変更するもの

### ＜参考：変更概要＞

番号	生産緑地名	所 在	変更要因
2	中里第2生産緑地地区	中里字水久保775番1	主たる従事者の故障 全部廃止（△約 0.05ha） ※特定生産緑地も解除済
191	木間ヶ瀬第2生産緑地地区	木間ヶ瀬字上羽貫597番1	主たる従事者の死亡 全部廃止（△約 0.27ha）

### 生産緑地地区の変更の内訳総括表

今回の変更に関する区域				生産緑地地区全体の内訳			
地区数	追加	廃止	面積の増減	変更後		変更前	
				地区数	合計面積	地区数	合計面積
2地区	—	△約 0.32ha	△約 0.32ha	144地区	約 24.18ha	146地区	約 24.50ha

## ＜参考：生産緑地法抜粋＞

(生産緑地の買取りの申出)

第十条 生産緑地（生産緑地のうち土地区画整理法第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地。この項後段において同じ。）の所有者（以下「生産緑地所有者」という。）は、当該生産緑地に係る生産緑地地区に関する都市計画についての都市計画法第二十条第一項（同法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による告示の日から起算して三十年を経過する日（以下「申出基準日」という。）以後において、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合において、当該生産緑地が他人の権利の目的となつているときは、第十二条第一項又は第二項の規定による買い取る旨の通知書発送を条件として当該権利を消滅させる旨の当該権利を有する者の書面を添付しなければならない。

2 生産緑地所有者は、前項前段の場合のほか、同項の告示の日以後において、当該生産緑地に係る農林漁業の主たる従事者（当該生産緑地に係る農林漁業の業務に、当該業務につき国土交通省令で定めるところにより算定した割合以上従事している者を含む。）が死亡し、又は農林漁業に従事することを不可能にさせる故障として国土交通省令で定めるものを有するに至つたときは、市町村長に対し、国土交通省令で定める様式の書面をもつて、当該生産緑地を時価で買い取るべき旨を申し出ることができる。この場合においては、同項後段の規定を準用する。

(都市計画決定年月日)

野田地域 平成 4年11月24日 (法施行による新規指定)

関宿地域 平成15年12月19日 (市町村合併による新規指定)

## 都市計画変更スケジュール

